

生活環境部 環境衛生課

環境保全グループ 行

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所

FAX : 0995-47-1930

霧島市水資源保全条例(案)に対する意見提出用紙

霧島市水資源保全条例（案）についてのご意見

| 該当ページ | ご意見内容 |
|-------|--|
| | <p>※ 条例（案）のどの部分に関する意見であるか該当部分及びページ数も明記してください。</p> <p>外国資本等による森林買収と水資源取水の懸念は、近い将来において本市でも発生し得る問題との認識はそのとおり。現実に霧島市内で外国法人が取得している山林が存在する。条例案で秩序ある水資源の規制が出来るかは疑問に思う。実効性に欠ける。</p> <ol style="list-style-type: none">6条の水資源採取者の責務は努力義務であるが、遵守事項にすべき。12条、立ち入り検査は緊急的なものも発生する。緊急立ち入り権を規定すべき。13条の勧告条項では実効性がない、命令条項にすべき。採水量の制限、採水装置の制限、採水量の報告義務が無い旧横川町の環境を守る条例では採水量の報告の規定があった。市の条例にも盛り込むべき。湧水町、小林市は水道に係る水源の保護に関する事項について調査審議するために、水道水源保護審議会を設置している。霧島市にも設置すべき。湧水町、小林市は揚水装置の定格出力に制限を設けている。採水量の制限に通じる条項であり、市の条例にも盛り込むべき。湧水町は勧告に従わない事業者に対し一時停止を命じることが出来る。市の条例にも盛り込むべき。湧水町は井戸の吐出口径内径の規定がある。市の条例にも盛り込むべき。小林市は採水量 300 立方メートル未満の制限を設けている。市の条例にも同様な制限を設定すべき。小林市は事業者が条例に違反したときは採水の停止を命ずる条項がある。市の条例にも盛り込むべき。小林市は条例違反者に対して過料の規定がある。同様な条項を規定すべき。小林市は届出、決済に明確な日の規定がある。同様な条項を規定すべき。 |
| お名前 | 中村満雄 |
| ご住所 | 〒 899 - 4201 霧島市霧島田口2703番地99 |
| 電話番号 | 0995 — 64 — 8922 |

ありがとうございました。

※ ファックスでご提出される場合は、送信面をお間違えないようご注意ください。